



古座川町学校規模検討委員会委員長 様

古座川町教育委員会

### 古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について（諮問）

みだしのことについて、古座川町学校規模検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、意見を求めます。

#### 記

#### 1 諮問内容

古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について

#### 2 諮問理由

全国的に少子化が進み、児童生徒数が減少傾向である中、本町のすべての小中学校においても、「小規模校」・「過小規模校」となっております。

このような中、和歌山県教育委員会では、平成 18 年 6 月に「公立小・中学校の適正規模化について」の指針を策定し、適正規模の基準、学校統廃合の検討、その際の留意点などが示されています。

また、文部科学省では、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されています。

古座川町でも、令和 4 年 1 月に明神中学校区・明神小学校区・三尾川小学校区にお住まいで、保育所に通所または小学校・中学校に通学されているお子さんの保護者の皆様方を対象に、古座川町の今後の園児児童生徒数の推移をお知らせするとともに、「アンケート調査」を実施しました。その結果からも、古座川町教育委員会では、良好な教育環境を考える上で、古座川町立の小学校および中学校の適正配置の検討を喫緊の課題と位置付けました。

つきましては、貴検討委員会において、今後の古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置の在り方について審議をお願い申し上げます。

#### 3 答申の回答期限 令和 5 年 3 月 3 日（金）